

快適な学修環境のために

1 キャンパス内マナー

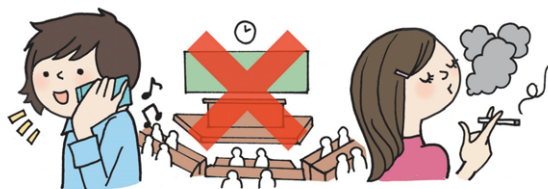
》学修マナーを守ろう

学生にとって、大学は学びの場として楽しくありたいものです。楽しいキャンパスライフを有意義に過ごすために、最低限のルールは守らなければいけません。

授業は大学の中核となる活動であり、私語は厳禁です。心無い私語は、場合によっては人権侵害になりかねません。静かに授業に取り組んでいる学生を妨害することは、学生の学習権の侵害になるからです。

また、正当な理由なく授業に遅刻することも、担当教員や他の学生に迷惑をかけることとなります。近年、大きな問題となっているのは携帯端末に関するマナーです。教室での携帯端末の使用や充電はマナー違反なので、絶対にやめてください。

キャンパス内の決められた場所での飲食・喫煙なども当然のルールです。学生をはじめとする大学人全員が楽しく過ごせるキャンパスは、まさに学生の皆さんが創り出すものです。



2 人権侵害

》人権侵害のない学修環境維持のために

日本大学では、「人権侵害防止ガイドライン」や「セクシュアル・ハラスメント*防止に関する指針」などを定め、基本的人権を侵害するような差別的取り扱いにより、個人の尊厳を不当に傷つける行為を禁じています。人権は難しいものではなく、誰でも心で理解し、感じることでできるものです。人権について正しく理解し、一人ひとりの人権を尊重する意識と行動により、人権侵害のない快適な環境を保っていきましょう。

主な人権侵害には、次のようなものがあります。

- 性・国籍・民族・人種・出身地・信条・性的指向・身体・健康などに関する差別
- セクシュアル・ハラスメント
- アカデミック・ハラスメント*
- アルコール・ハラスメント*
- インターネットを利用した誹謗・中傷
- ストーカー行為、デートDV* 等

》人権侵害を「しない」「させない」ために

- 誤った知識や偏見、差別をなくし、互いの人権・人格を尊重することが重要です。
- 相手が拒否し、嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返さないようにします。拒否されないことを同意や合意と勘違いしてはいけません。
- 問題提起する人をトラブルメーカーとみなしたり、人権侵害を当事者間の問題として無視したりせず、声をかけて相談に乗りましょう。「見て見ぬふり」は、人権侵害への加担とされる場合があります。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的言動により、相手に不快感や不利益を与え、学修環境を困難にさせること。略して「セクハラ」ともいう。

アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の優越的な地位や権限を利用して行われる不適切で不当な言動・指導・待遇により、相手の学修環境を困難にさせること。

アルコール・ハラスメント

飲酒やイッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶし、飲めない人への配慮を欠くこと、酔った上での迷惑行為（暴言・暴力、ひんしゆく行為、セクハラ等）。

デートDV

交際相手を怖がらせたり、傷つけたりして、自分の思いどおりに動かそうとする態度や行動。

》人権侵害の被害に遭ったら

黙っていたり、無視したりしていても状況は改善されません。かえって行為者に、その言動を容認していると誤解され、エスカレートする場合があります。不快だという気持ちを、相手に対してはつきり伝えることが大切です。一人で悩まず、信頼できる人や人権相談オフィス*に相談してください。

》人権相談オフィス

人権相談オフィスでは、学生からの相談を受け付け、学内外の関係分野の専門家（弁護士・医師・臨床心理士・看護師・保健師）である人権アドバイザーが、面談を通して問題解決のプロセスを策定します。相談したことによって不利益を被ることはありません。相談者の意思を最大限尊重し、プライバシーを守ります。

詳しくは、「人権侵害防止リーフレット」や「人権侵害防止・解決ガイド*」のウェブページをご覧ください。



人権侵害防止リーフレット

人権相談オフィスの 連絡先

TEL. 03-3221-2562

平 日 10:00～18:00

土曜日 10:00～12:00

「人権侵害防止・解決 ガイド」のURL

<http://www.nihon-u.ac.jp/hras/>

3 社会的問題

》社会的問題を起こさないために

学生生活を楽しく安全に過ごすには、社会的なルールや大学の規則などを守ることが大切です。特に未成年の飲酒や薬物などへの誘惑には絶対に乗ってはいけません。

近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などへの不用意な投稿が社会的問題になります。SNSは、便利なコミュニケーションのツールです。人々を結びつける機能を持ち、多くの企業や大学などでも利用されています。

しかし、投稿のルールや規則が曖昧で、情報の真偽が見えにくいものもあります。特に匿名のSNSでは傍若無人の振る舞いが多く、動画サイトへの投稿なども問題視されているとおりです。

SNSを使って自分の意見を表明し、書き込みをすることは、意義がないわけではありません。しかし、その書き込みが見知らぬ人々を傷つけることがあります。ネットの向こう側にいる人を攻撃したり、不愉快にしたり、傷つけたり、人権侵害になることも起こり得ます。同時に、自分自身をこれらから守ることに細心の注意を払う必要があります。一人の大人として、自分自身に責任を持ち、しっかりとしたルールを確立しておくことが望まれます。



企画・編集

全学FD委員会教育情報マネジメントワーキンググループ

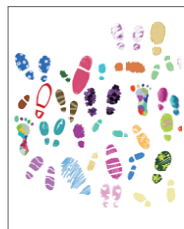
- リーダー 藤田之彦 (医学部教授)
メンバー 吉野 篤 (法学部教授)
吉田健一 (文理学部教授)
柴田 宣 (工学部教授)
杉田治男 (生物資源科学部教授)
陸 亦群 (通信教育部教授)
八町 斉 (学務部学務課長)
アシスタント 後藤裕哉 (学務部学務課課長補佐)
齋藤幸枝 (学務部学務課主任)
羽川亮司 (学務部学務課主任)

表紙イラスト

芸術学部デザイン学科2年 小川綾佳

●コンセプト

日本大学のこれまでのあしあとと、これからの歩む道をイメージして、カラフルなあしあとにしました。色々な方向や、素足のあしあとで、さまざまな学部と学生の個性を表現しました。



このガイドブックは、本文などに記載した方々をはじめ、多くの方々や関係部署の御協力により作成されています。この場をお借りして、感謝申し上げます。

※本ガイドブックに記載した役職、資格、学年等については、平成27(2015)年12月現在のものです。

『日本大学FDガイドブック』に関する新たなアイデアや御意見などがありましたら、学務部学務課 (adm.aca.eps@nihon-u.ac.jp) へお寄せください。

日本大学FDガイドブック

— “自主創造”のための Learning Guide —

発行日 平成28(2016)年4月1日 第5版

発行者 日本大学FD推進センター

センター長 加藤直人

〒102-8275 東京都千代田区九段南4-8-24

電話：03-5275-8314 FAX：03-5275-8315

e-mail：adm.aca.eps@nihon-u.ac.jp

所管部署：日本大学 本部 学務部学務課

日本大学FD推進センターウェブサイト

URL：http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/effort/fd-center/



FD推進センターでは、本学のFDに関する取組や『日本大学FDガイドブック』をはじめとする各種発行物などをウェブサイトに掲載しています。ぜひ、ご活用ください。

本書に掲載した文章、写真、イラスト、図版等の無断転載・複製を禁じます。

Copyright ©Nihon University 2016 All Rights Reserved.

